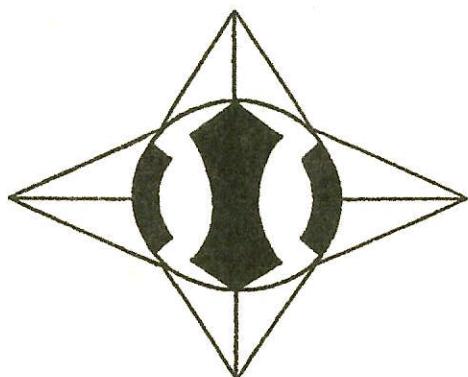


学校いじめ防止基本方針



令和7年4月1日

彦根市立城南小学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

いじめは命や人権にかかわる重大な問題であり、人として決して許されない行為である。児童の発達段階を踏まえ「命の大切さや人間としての在り方・生き方を身に付け、いじめをしないさせない人間として成長してくれること」を大切にし「『いのち・人権・思いやり』を大切にする（徳）の学校」を目指す。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けたアクションプランのもと、保護者や地域に対して積極的に「いじめ撲滅」に向けた取組を発信し、家庭・地域の連携を深め推進する。

これは、本校の「ストップいじめアクションプラン」を抜粋したものである。いじめはどこの学校、学年、学級、どの子供にも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできないという認識のもと、未然防止、早期発見、早期対応について全教職員で共通理解をしている。

本校の児童は素直で明るく、人なつっこく、教師に対し、自分の気持ちや行動を正直に話せる児童が多い。その反面、家庭環境の影響を受け、基本的生活習慣が身に付いていなかったり精神的に不安定になったりする児童も少なくない。さらに、特別な支援を必要とする児童や不登校傾向、虐待を受けている疑いのある児童もいる。このような実態から確かな基礎学力を身に付けることと教育相談の機能を充実させていくことを重点に置いて指導している。

○城南子供支援委員会

- ・週に一度「城南子供支援委員会」を開き、全校で指導にあたる。

城南子供支援委員会では、いじめ問題をはじめ、問題行動、虐待、不登校、就学指導、特別支援教育などあらゆる児童の支援の在り方について協議する。

場合によってはスクールソーシャルワーカー等専門家にも参加していただき指導を仰ぐ。

○教育相談活動

- ・児童一人一人の思いや考えに寄り添い、親身になって児童の声に耳を傾ける。児童の身体的・精神的な不安や変調、保護者の思いや願いを常に正確に把握する。
- ・心のさわやかタイム週間（6月と11月）を設け子どもの悩みを把握する。相談については担任が行うが、必要に応じて他の教師も相談にあたる。朝のさわやかタイムを利用して、子どもとの相談にあたる。必要に応じて中休み、昼休みにも実施する。

○学年ミニケース会議の開催

- ・担任が抱え込まずに学年全体で指導をすることで、問題行動の未然防止、早期発見に努めるために「学年ミニケース会議」を必要に応じて開催し、児童の細かい変化や様子について学年で共有する時間を設ける。
- ・学年ごとに「子供支援ファイル」を作成し、担任が替わっても継続した指導ができるようにしていく。

○スクールカウンセラー・訪問教育相談員・スクールソーシャルワーカーの有効活用

- ・相談室で子供の悩みを聞いたり、休み時間に話を聞いてもらったり一緒に過ごしたりすることで、子供の心の安定を図る。
- ・専門的な立場から助言を受けながら、保護者との連携を密にする。

○研修会の開催

- ・いじめに関する研修会を開催し、児童の細かい変化の見方や解決に向けた聞き取りの仕方、その後の指導の仕方など、いじめの未然防止、早期発見、早期対応できるように研修を図る。

○学力向上推進委員会

- ・児童一人一人に確かな学力を付けさせるために一斉型の指導から子供同士が学び合う授業への改善を図り、一人一人が課題に対して考え、話し合うことで学びが深められるようにする。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

- 「いじめは絶対に許さない」という強い意思をもつ。
- 教職員の言動が、児童の言動に大きな影響を及ぼすことを理解して指導をする。
- 「いじめられている人を守り通す」という強い信念でいじめられている子供の立場に立って共感的に寄り添い、組織対応をする。
- 朝の健康観察で子供全員の「ちょっとした変化」を見逃さない。
- 休み時間、給食の時間、掃除の時間等において子供の人間関係を把握し、声をかけるなど、「ろう下での教育」を推進し、信頼関係の構築に努める。
- 児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童自身による主体的な活動を取り入れる。
- 学校や子供の様子を家庭や地域に積極的に情報発信し、学校と家庭、地域との連携を深める。

上記のいじめに対する基本認識を全教職員がしっかりと理解することがいじめを防止するための第一歩である。いじめは、どの学校、学年、学級でも、どの子供にも起こりうるものであり、誰もが加害者にも被害者にもなりうる問題である。いじめは、子供の心身を深く傷付けるとともに人格形成にも多大な影響を及ぼす憂慮すべき人権問題であると言える。したがって、いじめの早期発見と未然防止は、教職員にとっての重大な課題であるとともに責務でもある。いじめを取り巻く子供の立場として、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在を含めた四層構造(大阪市立大学名誉教授 森田洋司氏の理論による)の中で発生する。それぞれの立場の児童の心理を理解するとともに「傍観者」を「協力者」にすることが必要となってくる。

いじめられている児童

- 「いじめられているという事実を認められない。話せない。」ことを理解し、安心して話せるように十分に配慮する。

いじめている児童

- いじめている児童の様々な心理や家庭環境等を深く理解し対応していくことが必要である。また、暴力を伴わないいじめの場合、加害の意識が低い児童もいるため、事実をもとに指導していく。

観衆

- いじめている児童とちかい存在であることを理解する。観衆がいることでよりいじめられている児童が苦しめられていることを指導していく。

傍観者

- いじめを制止することによって被害が自分に及ぶことを恐れていじめを放置してしまう心理を理解する。

城南小ストップいじめアクションプラン

いじめは命や人権にかかわる重大な問題であり、人として決して許されない行為である。児童の発達段階を踏まえ「命の大切さや人間としての在り方・生き方を身に付け、いじめをしないさせない人間として成長してくれること」を大切にし「『いのち・人権・思いやり』を大切にする(徳)の学校」を目指す。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けたアクションプランのもと、保護者や地域に対して積極的に「いじめ撲滅」に向けた取組を発信し、家庭・地域の連携を深め推進する。

いじめをしない・させない・見逃さない

いじめとは…当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

子供の アクション

明るく楽しい学校づくり

- 児童会による「城南小いじめの見逃しゼロ」運動
- 児童会によるあいさつ運動
- 異年齢集団の楽しさを味わい集団規律を身につける縦割り班活動

家庭・地域の アクション

安心できる家庭・地域づくり

- 保護者・地域のみなさんのあいさつ運動、登下校の安全確保
- 地域行事に積極的に参加するよう呼びかけ、地域人間関係づくりを促す

いじめを絶対に許さない

教 師 の ア ク シ ョ ン

「いじめを絶対に許さない」学校づくり

- ◆教職員の研修の充実…「いじめを絶対に許さない」ことを強く子供に伝え、一人ひとりを大切に守り抜く人権意識の高揚を図るために、教職員の研修を積み重ねる。
- いじめに関する具体的な事例をもとにした研修会を開催し、いじめを許さない強い意志をもつ。
- いじめアンケートを実施し、実態把握に努める。また、教育相談を年間2回実施し子供の悩みや不安を把握する。

子供のサインに気づく

- 朝の健康観察で子供全員の「ちょっとした変化」を見逃さない。
- 休み時間、給食の時間、掃除の時間等において子どもの人間関係を把握し、声をかけるなど、「ろう下での教育」を推進し、信頼関係の構築に努める。
- 子供に丁寧な言葉づかいで接する。（教師も「さん」で、言語環境は教師が整える）
- 教室、ろう下の整理整頓に努める。

保護者、地域、関係機関との連携を密にする

- 「教職員全員で全校児童を教育する」を共通理解し、迅速な組織対応に努める。
- 日常より保護者との信頼関係を築き、些細なことでも連絡・家庭訪問をする。
- ◆「いじめの疑いがある事案」は、いじめ対応マニュアルに従い組織的に取り組む。
- 生徒指導部を窓口とし、関係機関・地域の協力を得る。

いじめ問題対応の流れ

思いに寄り添い受け止める



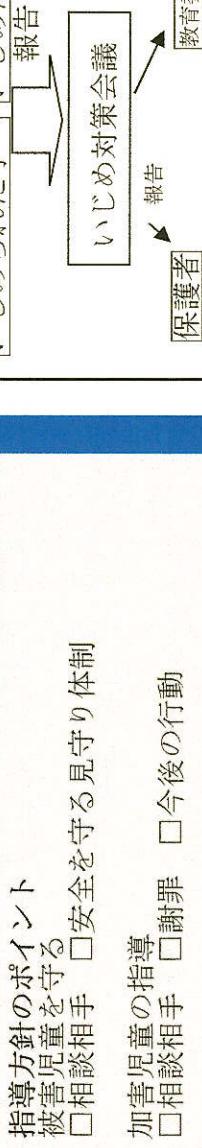
- いじめかなど感じたら、まずその子に
関わってしつかり思いを受け止める。
- 訴えには、校内の教職員全員で「絶対
に守る」ことを伝える。
- 気付いたとき、訴えがあつたその日に
行動する。

速やかに！チームで！事実を大切に！

- 被害者→丁寧にじっくり話を聞く。
本人の要望も聞く。
- 加害者→いじめと決めつけず、いじめ
に至るまでの心理的背景に配
慮し事実を聞き出す。
- ケースによって対応は臨機応変に！

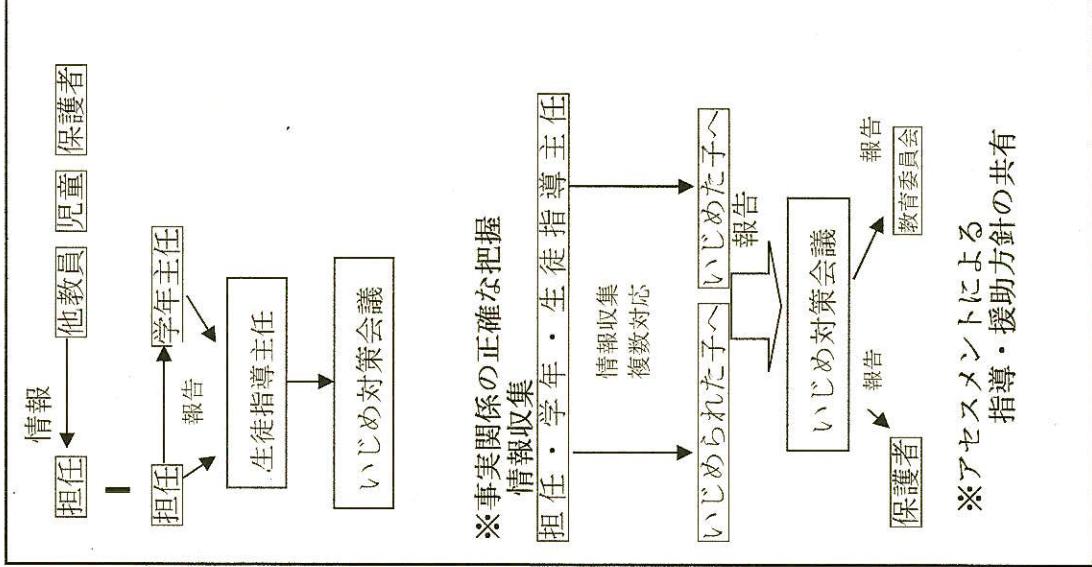
家庭訪問で事実を！誠実な対応！

- 聞き取ったことを基に、指導方針
を立ててる。
- 保護者には客観的事実、指導方針
を伝え、家庭での支援の依頼をし
ていく。
- 学級、学年全体の指導も必要であ
れば行つていいく。
- 事例発生後3か月の看取りを行う
こととする。



※アセスメントによる
指導・援助方針の共有

○客観的事実
□指導体制方針
□今後の密な連絡
被害児童に対し、事例発生後3か月間は特に十分
ぶ見取りを行つ。



5 いじめ防止年間指導計画

学期	月	生活目標	学校	児童会	学年・学級
一 学 期	4 月	スリッパそろえ	希望者懇談会		学級の組織、生活習慣の確立 学習習慣の確立
	5 月		生活振り返りアンケート	縦割り班顔合わせ会 あいさつ運動の取組 はきものそろえの取組	荒神山合宿(4年) ホールの子(3年)
	6 月		心のさわやかタイム 南中B子供を語る会	縦割り班遊び 廊下歩行の取組	修学体験学習(6年)
	7 月		個別懇談会	縦割り班遊び	携帯電話安全教室(5, 6年)
二 学 期	8 ・ 9 月	ベル着をしよう	学校評価委員会	縦割り班遊び	フローティングスクール(5年)
	10 月		生活振り返りアンケート 運動会	運動会の取組 縦割り班遊び	校外学習(全学年) 秋のフェスティバル(1, 2年)
	11 月		心のさわやかタイム 創立150周年記念式典・ 校内音楽会 いじめ防止の取組 人権週間 南中B生徒指導連絡協議会	縦割り班遊び	保育園との交流(1年)
	12 月		個別懇談会	縦割り班遊び	
三 学 期	1 月	もくもくそ うじ	給食週間	縦割り班遊び もくもくそ うじの取組 廊下歩行の取組	保育園との交流(5年)
	2 月		学校評価委員会	縦割り班遊び	一日入学(1年)
	3 月		卒業式	6年生を送る会 お別れ縦割り班遊び	

*子供支援委員会は毎週、きずなの日（人権放送）は毎月、生徒指導部会は学期1回と適宜実施

6 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより「児童が自殺を図った場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」のようなケース、またはこれに準じるものとを言う。

校長が重大事態と判断した場合、市教育委員会への報告はもちろん、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、警察、その他有識者等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しないもの（第三者）を加えたいじめ対策会議を立ち上げ、事実確認、解決にあたる。（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年度3月文部科学省）」に沿った適切な対応を行う。）

- ・危機と認識できる感性をもつ。「もしかしたら…」
- ・情報の共有化「報告・連絡・相談の徹底」
- ・リスク予測「最悪の事態を想定」
- ・保護者・社会への適切な情報開示・説明「マスコミへの対応」

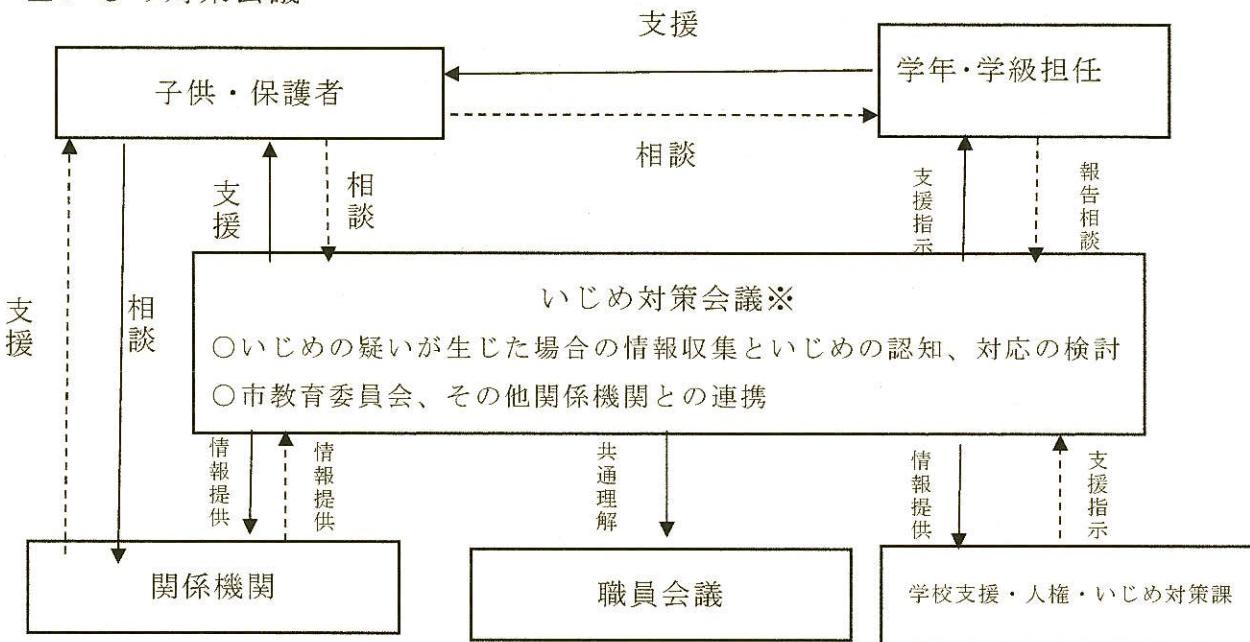
以上のこととを日頃から教職員で共通理解しておき、事態が起こった場合、迅速な対応ができるようにしておく必要がある。

7 いじめ防止等の対策のための組織

□いじめ対策連絡協議会

- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う
- いじめ未然防止のための取組の実施

□いじめ対策会議



※校長（委員長）、教頭（副委員長）、主幹教諭（教務主任）、教務助任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、校長が必要と認める所属の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者等によって組織される。